

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正 (人事課)	28
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究 調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正..... (人事課)	28
○家畜伝染病検査の命令 (5件) (畜産振興課)	28
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	32
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	32
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	32
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	32
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	32
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	32
○道路の供用の開始..... (道路課)	33
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	33
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	34
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正..... (出納局総務課)	35
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	35

告 示	
北海道告示第161号	
昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究 調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。 平成23年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 表中その他の部北海道立身体障害者リハビリテーションセンターの項を削る。	
北海道告示第162号	

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定
による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一
部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2項を削り、第1項の表北海道立病院の部北海道立紋別病院の項を削り、同項の項番号
を削る。

北海道告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該
牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受
けることを命ずる。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

千 歳 市	平成23年5月2日から7月22日まで
厚 真 町	同 4月1日から8月31日まで
安 平 町	同
函 館 市	同 8月15日から9月30日まで
知 内 町	同 4月25日から6月3日まで
木 古 内 町	同 5月9日から6月24日まで
鹿 部 町	同 4月1日から4月28日まで
長 万 部 町	同 6月13日から8月12日まで
名 寄 市	同 4月1日から6月30日まで
南 富 良 野 町	同
枝 幸 町	同 5月2日から6月21日まで
置 戸 町	同 4月25日から7月22日まで
佐 呂 間 町	同 8月29日から11月18日まで
興 部 町	同 8月15日から11月4日まで
大 空 町	同 4月1日から6月10日まで
新 得 町	同 8月1日から10月4日まで

清水町 平成23年5月16日から7月19日まで 中札内村 同 4月25日から6月27日まで 幕別町 同 4月1日から9月30日まで 別海町 同 4月1日から10月31日まで (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。 2(1) 実施の目的 牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 北 広 島 市 平成23年4月18日から5月20日まで 伊 達 市 同 4月1日から8月31日まで む か わ 町 同 函 館 市 同 8月15日から9月30日まで 知 内 町 同 4月25日から6月3日まで 木 古 内 町 同 5月9日から6月24日まで 鹿 部 町 同 4月1日から4月28日まで 長 万 部 町 同 6月13日から8月12日まで 名 寄 市 同 4月1日から6月30日まで 東 川 町 同 南 富 良 野 町 同 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。 3 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。 北海道告示第164号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該	牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成23年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 岩 見 沢 市 平成23年4月18日から7月29日まで 芦 別 市 同 砂 川 市 同 月 形 町 同 蘭 越 町 同 5月23日から7月1日まで 真 狩 村 同 4月1日から5月20日まで 留 寿 都 村 同 5月30日から7月15日まで 喜 茂 別 町 同 登 別 市 同 4月1日から8月31日まで む か わ 町 同 新 冠 町 同 8月8日から10月21日まで 天 塩 町 同 4月4日から6月30日まで 稚 内 市 同 4月1日から6月10日まで 小 清 水 町 同 6月20日から9月9日まで 湧 別 町 同 5月16日から8月26日まで 西 興 部 村 同 4月4日から6月24日まで 上 士 幌 町 同 6月20日から9月9日まで 鹿 追 町 同 4月1日から6月2日まで 幕 別 町 同 4月1日から9月30日まで 豊 頃 町 同 6月13日から9月2日まで 本 別 町 同 5月9日から7月22日まで 陸 別 町 同 5月30日から8月12日まで 釧 路 町 同 6月6日から7月29日まで 標 茶 町 同 4月4日から7月22日まで 根 室 市 同 4月1日から11月30日まで 別 海 町 同 標 津 町 同
--	--

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。
- 2(1) 実施の目的
牛の結核病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
伊 達 市 平成23年4月1日から8月31日まで
む か わ 町 同
八 雲 町 同 5月30日から7月1日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。
- 3 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第165号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
島 牧 村 平成23年4月25日から6月3日まで
寿 都 町 同
苫 小 牧 市 同 4月1日から8月31日まで
伊 達 市 同
函 館 市 同 8月15日から9月30日まで
知 内 町 同 4月25日から6月3日まで
木 古 内 町 同 5月9日から6月24日まで

- 鹿 部 町 同 4月1日から4月28日まで
長 万 部 町 同 6月13日から8月12日まで
東 川 町 同 4月1日から6月30日まで
南 富 良 野 町 同
枝 幸 町 同 5月2日から6月21日まで
置 戸 町 同 4月25日から7月22日まで
佐 呂 間 町 同 8月29日から11月18日まで
興 部 町 同 8月15日から11月4日まで
大 空 町 同 4月1日から6月10日まで
大 樹 町 同 5月30日から8月1日まで
広 尾 町 同 5月11日から7月8日まで
別 海 町 同 4月1日から10月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第166号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
江 別 市 平成23年4月11日から5月6日まで
石 狩 市 同
洞 爺 湖 町 同 4月1日から8月31日まで

安 平 町	平成23年 4 月 1 日から 8 月31日まで	美 瑛 町	同	
八 雲 町	同 5 月23日から 7 月 1 日まで	網 走 市	同	6 月13日から 9 月16日まで
長 万 部 町	同 4 月 1 日から 5 月13日まで	津 別 町	同	
鷹 栖 町	同 4 月 1 日から 6 月30日まで	斜 里 町	同	
比 布 町	同	遠 軽 町	同	
美 瑛 町	同	湧 別 町	同	
網 走 市	同 6 月13日から 9 月16日まで	帯 広 市	同	4 月 1 日から 9 月31日まで
津 別 町	同	音 更 町	同	4 月 1 日から 8 月31日まで
斜 里 町	同	士 幌 町	同	
遠 軽 町	同	上 士 幌 町	同	
湧 別 町	同	新 得 町	同	
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		中 札 内 村	同	
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、		大 樹 町	同	
生後180日未満のものを除く。		池 田 町	同	
2(1) 実 施 の 目 的		本 別 町	同	
馬伝染性貧血の発生予防のため		陸 別 町	同	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日		釧 路 市	同	4 月 4 日から 7 月22日まで
実施する区域の 実 施 の 期 日		弟 子 屈 町	同	
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)		鶴 居 村	同	
長 沼 町	平成23年 4 月 1 日から 6 月30日まで	別 海 町	同	4 月 1 日から 9 月30日まで
妹 背 牛 町	同	中 標 津 町	同	
江 別 市	同 4 月11日から 5 月 6 日まで	(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
石 狩 市	同	実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供		
泊 村	同 5 月16日から 6 月24日まで	し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第 1 項の届出をして		
余 市 町	同	いるもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたも		
洞 爺 湖 町	同 4 月 1 日から 8 月31日まで	のを除く。		
安 平 町	同	3 実 施 の 方 法		
新 冠 町	同 4 月 1 日から 8 月12日まで	(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
新 ひ だ か 町	同	(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法		
八 雲 町	同 5 月23日から 7 月 1 日まで	による。		
長 万 部 町	同 4 月 1 日から 5 月13日まで			
今 金 町	同 5 月 9 日から 7 月29日まで			
せ た な 町	同			
鷹 栖 町	同 4 月 1 日から 6 月30日まで			
比 布 町	同			

北海道告示第167号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

由 仁 町 平成23年 4 月 1 日から 8 月31日まで

北 見 市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（西岡地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成23年 3 月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（知津狩地区経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年 3 月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

事 業 主 体 名

地 区 名

事 業 の 種 類

完了年月日

オロロン土地改良区

中 央 1

災害復旧〔農業用施設〕

平成23. 1.31

同

中 央 2

同

同

朝 日 1

同

同

有 明

同

同

南明里 4

同

同

中 央 3

同

〔農地〕

同

同

南明里 1

同

同

南明里 2

同

同

同

南明里 3

同

同

北海道告示第171号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名

事 業 の 種 類

完了年月日

士幌東部

畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設）

平成22. 1.29

同

同

（農業用道路）

同 20.12. 8

同

同

（暗渠排水）

同 21.12. 8

同

同

（土層改良）

同 22. 5.19

北海道告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所

野付郡別海町美原 2 の77、2 の78、5 の84

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解 除 の 理 由

農道用地とするため

北海道告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 1 項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第36号のとおりである。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不分明な者

積丹郡積丹町大字婦美町285の 1、285の 3、286の 1 から286の 4 まで所在の森林について所有権を有する
王子不動産株式会社

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢281の 6 所在の森林について所有権を有する
株式会社山利皮革、株式会社佐野

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢281の 7 所在の森林について所有権を有する
良知 マキ

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢281の 8 から281の12まで所在の森林について所有権を有する
太平洋興産株式会社

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の 2 所在の森林について所有権を有する
佐藤 孝志

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の 4 所在の森林について所有権を有する
株式会社加藤産業

積丹郡積丹町大字婦美町字大沢282の 6 所在の森林について所有権を有する
株式会社東京建材

(2) 掲示場所

積丹町役場

2(1) 所在が不分明な者

岩内郡共和町ワイス1259の 2、1260の 2 所在の森林について所有権を有する
株式会社ソフトハウス

(2) 掲示場所

共和町役場

北海道告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用の開始の期日

道道 美 唄 浦 臼 線
北海道空知総合振興局
札幌建設管理部

美唄市字茶志内5241番地先から樺戸郡浦臼町
字晩生内233番48地先まで

平成23. 3. 26
正午

道道 赤 川 函 館 線
北海道渡島総合振興局
函館建設管理部

函館市赤川町214番 2 地先から同市赤川町109
番 1 地先まで

平成23. 3. 18

道道 奥 尻 島 線
北海道渡島総合振興局
函館建設管理部
同

奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署
2415林班い小班地先から同郡奥尻町字湯浜国
有林檜山森林管理署2415林班い小班地先まで
奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署
2416林班ろ小班地先から同郡奥尻町字湯浜国
有林檜山森林管理署2416林班ろ小班地先まで

同

同

道道 釧 路 環 状 線
北海道釧路総合振興局
釧路建設管理部

釧路市武佐 1 丁目40番744地先から同市武佐
1 丁目256番地先まで

同

北海道告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

釧路春採 7 丁目 1 （Ⅰ－9－56－2777）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

釧路市春採 7 丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

釧路鶴ヶ岱 3 丁目 1 （Ⅰ－9－42－2763）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

釧路市鶴ヶ岱（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路鶴ヶ岱3丁目3（Ⅰ－9－43－2764） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市鶴ヶ岱3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路鶴ヶ岱3丁目4（Ⅱ－9－14－2108） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市鶴ヶ岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路米町4丁目（Ⅰ－9－31－2752） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市米町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路米町1（Ⅱ－9－9－2103） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市米町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路弥生1丁目1（Ⅰ－9－32－2753）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市弥生（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路弥生1丁目2（Ⅱ－9－10－2104） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市弥生（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 別海中春別東町1（Ⅰ－9－162－2883） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 別海町中春別東町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第176号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成23年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ <table border="0"> <tr> <td>1 施 行 者 の 名 称</td><td>札幌市</td></tr> <tr> <td>2 都市計画事業の種類及び名称</td><td>札幌圏都市計画道路事業（3・1・47号 札幌新道）</td></tr> <tr> <td>3 事業 施 行 期 間</td><td>平成12年10月20日から平成28年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>4 事業 地（収用の部分）</td><td>変更なし</td></tr> </table>	1 施 行 者 の 名 称	札幌市	2 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・1・47号 札幌新道）	3 事業 施 行 期 間	平成12年10月20日から平成28年3月31日まで	4 事業 地（収用の部分）	変更なし
1 施 行 者 の 名 称	札幌市								
2 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・1・47号 札幌新道）								
3 事業 施 行 期 間	平成12年10月20日から平成28年3月31日まで								
4 事業 地（収用の部分）	変更なし								

北海道告示第177号 平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示掲載事項）を次のように改正し、特定調達契約に係る資格の公示が平成23年4月1日以後に行われるものについて適用する。 平成23年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1の(6)の事項を(8)の事項とし、(5)の事項の次に次の2事項を加える。 (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (7) 暴力団関係事業者等でないこと。	(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示	
北海道胆振総合振興局告示第34号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年3月18日 北海道胆振総合振興局長 石 橋 秀 規 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量（調達予定数量） ア デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号1） 2台及び32,600枚（1台当たり） イ デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号2） 4台及び15,400枚（1台当たり） ウ デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号3） 2台及び29,000枚（1台当たり） エ デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号4） 1台及び10,900枚（1台当たり） オ デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号5） 1台及び2,100枚（1台当たり） アからオまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	ア 申 請 の 時 期 平成23年3月18日から4月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局4階第3大会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課） (2) 入 札 日 時 平成23年4月28日 午後2時（送付による場合は、同月27日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局地域政策部総務課のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（1月当たりの入札金額（基本料金）に、1枚当たり入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額との合計額）が最低である者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558
室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル
電話番号 0143-24-9565

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- a Lease of a copying machine 2 1 set No. 1
- b Lease of a copying machine 4 1 set No. 2
- c Lease of a copying machine 2 1 set No. 3
- d Lease of a copying machine 1 1 set No. 4
- e Lease of a copying machine 1 1 set No. 5

B Bid tendering date and time: 2:00 P.M., April 28, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than April 27, 2011)

C Contact: Administrative Division, Department of Regional Policy, Muroran General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 2-chome, Kaigancho, Muroran 051-8558 Japan

Phone: 0143-24-9565